

失スル今宣言ヲ受諾スベキカニ^(主)シテ前會議遂ニ
総ラス^トニ聖断ヲ仰ガ^ル至ラルアリ。

14 10.30 宣言又受諾ヲ決セラレ 15日ノ詔書頒是
トナフタモ^ト重臣、策勧トカツ、不義+モハ何モナ
全之聖断=ヨフタモアリ 而已必^スア陸海軍少
壯將校^ハ何事か、行説アレコトヲ^トハ心配^トナリ
モレコノコトニ就^ク解^スナリ者ガアフタラ 1章自ラ
説明スルカラズ、昨ビヨモト仰セラシテ^{アリ}、陸海軍大臣人
責任ナシテ充分納得セシムコトヲ尊ニ奉^ステ退下
シタアリ^ト聖ルニ其夜近^ク師団、中佐參謀ガ重臣一員
、~~陸~~陸軍^リト斷^ス、兵力ヲ以テ重臣一員^ハ全城ヲ
渡^ス断^スト其命令ヲ師団長ニ迫リシモ容^スルハ
所ナラス^ト遂ニ射殺シ兵力ヲ動カスニ至^ルルナリ
生セリ、(向)モナラ^ト舊備隊^ハ兵力ニヨリ、行説退^スル
至^ルモ^ト陸相ハ責任上自^由死セリ、又海軍ニ於^クテ亡
或(302室)御元室陽司全、通電下^ス、即^ち日^本
平生岸津院^ハ、依草散布^ス件アリ、詔^ニニ^テ臺虎^ト
タヘサル所ナリ、軍人ガ聖慮ニシテ^{アリ}如^クナリ不義
特ニ注意^スラル所以ナリ

一時、恩情ニカル高士、一、二名ヲタホシ自己
亦、タホレ~~シ~~ルコトハ10人トシテハ不^可メテ^{アリ}、
ナランモ之ガタ^ハ帝D、前金ハ益ニ國^ニ貢^スカ^ル
カ^ル、^ハ行^スル金^ヲ御忠^ニ至^ルトナリモ、ナレコトハ。

彼、支那ニ於テ一宣教師が殺されシキヌメ=言説州イ事ア
取スラセタリ。又「E. I. F. C.」が「スペイン」ヨリ独立セル芦管
土人ノ一暴動ノ数ニ何十万、「ヒューバー」人ガ米兵一ヌメ
遂致サルモル倒モアリコレノコトハ全般注意ヲ要スル
復テアルトモヘルテム

吾等一意聖旨ヲ奉戴シ不満告テ忍ンデ帝曰周達
ニ努力シナヘバナリ人有悲憤心口家ニ害コン
アレ決シテ利トハナラナシテ金言ニ心不徳ニ希望スル
次第アリル

吳鎮夏官訓云

一、大東亞戰爭終局ニ向入ル大詔，奉戴

1. 領局總本舎ニ方乗シテ、聖道行セラレ給ヒタル
大信心

2. 「不^レ・^タ・^タ」宣言受諾ニ至ル競争民、經緯並ニ
海軍大臣訓示ニ従ヒ吾等、向テ所立ヌテ
明白

3. 該=至ル吾等軍人、重責ト互省

4. 7情無智者ニ及不學者ナシトセス、此、降語ニ
高下統率上浮悬、注意ヲ要ス

5. 今同和平提議、經緯ニ國之対義アル者ニ
對シテハ各廳長ハ、認功于寧ニ于尊シ克ク居、
下テテ了解セシム若シ是宜、意見ヲ承ル度ト定ム

着アラハハ平穏 悅ニテニテ行フベシ

二、次ニ直面スベキ幾多、難局

1. 今後平和駐屯、期向ハ恩苦、連續ヲ予期ス
2. 軍紀嚴正口陳信義遵守コン 很多、不妥不切
脱入ル捷路ニシテ小東の策動ハ絶シ丁不可
3. 当面處理問題實行上、注意

三、參照ツテ天号作戰戰備推進、經過

1. 全體下主腦部真ニ一矢回結其一指掌ニ成、各種
戰力增强ニ割し生火、巨歩
2. 全部下絕大、努力ヲ大ニシテ
3. 領ミニテ各員、格采並ニ戰死傷者及莫一遺族ニ
思ヒテ致ストナリ、情懷也アリモトノ
各所々轉長、敵長、人ヲ當局等ニ留意焉ニ切望ス

四、新日本基礎、確立

1. 恩苦來汝ヲ玉成ス「將來口宣成立、不混蓋充合」
一大件也
2. 少クモ酒川子愛以来幾多密言也、不氣計ニ基
口民鍊成
3. 游日青年士官ニ訓誥、經理ニ鑑ニ各部
ニ於ケル 新日本口民、基礎教育ヲ希望シテ
已マズ

五、注意 7 項

1. 今後、停戰協定ニ於テ組織シ我軍口体

護持ヲ置スガ如キチ襲發生ハ断乎破邪頭正
、劍ヲ執ツテ立フノ寔ト悟ト雲ス
ミカタメ緊張、氣分ヲ弛メス”且教育訓練ニ出精入心
コト

- ロ・特ニ陸軍ト一意志、疎通及協同、實ヲ奉テルコト
ハ・特ニ官民、言説等ニ注意し軍民一律、實ヲ奉ルル
如クスルコト（今后、食糧及生産復興援助事）

三海軍大臣訓示（15.13.25）

南支江系敵口逼軍へ上下一致、全力ヲ傾倒シテ
聖戰完遂ニ近づシ某リシニ戰運遂ニ利アラスシテ
單戦局日ニ危急ヲ加ヘ本日晨ニ大詔ヲ演説セラル
向ニ塔懼ニ堪ヘ入、夜ニ帝聖斷ニ依リ口家一大方針決定
セラレテ懼ニ失ニ異常ナリ、惟ニ帝聖斷既ニ下リ
最早論議義、余地ナシ、今ヤ聖旨ニ應ヘ奉ル道ハ
一ニ帝詔書ヲ奉ニ朕膺上下相信倚ニ一意奉ヌ
暨々今ニ臘文章、經止ヲ行ヒヒステ署ヲ今後ニ皇旨サス
皇口角建、石壁ヲ確立スルコト、我事ニ謀セラルベキ
不義本旨ハ失ニ莫比苦口ト愚従ト、詩ニ畫ラベシト難ニ
比ヒ、附書一時、感情ニ趨リニ過ニ不義詩ニスハ子ヲ構
フル事ニコトアラムカ是レ従テニ高文ヲ制スルノミニシテ
遂ニ口家ヲ破滅ニ導クモナリ、各員ヘ深ク思テ就ニ
致シ小集ヲ丁寧テ大集ニ義ニ就キ集キニ堪ヘ難キ
(情)

堪へ忍ビ難キニ忍ビ陸直順逆ヲ譲ラス”有語
美ヲ清シ以テ聖慮ニ副ニ奉ラムコトヲ期入ベシ

海军大臣 直雲 (161420)

着信者 各艦管事 下長官
元々 各艦長

ホーリー・アーヴィング宣言受諾ニ因シ若内(海軍アーヴィング)
同宣言ニ支持スル所由、態度ニ因シハ量又次ニ直云、
最高戦争指導會議(高級議員会議)ニ於テ正意見確ニス
(最高戦争指導會議構成員(高級議員会議出席))ニ移リ
反=機関セラカルモ意見一貫已入ニ連ニ序聖断ヲ
仰奉リタル次第ニテ同會議ニ于タル陛下、忠臣。
左、眞謹三テ伝達ス
甲 天皇統治权ニ因スル我が内閣也ニ封スル威之ノ國等ニ
ツキ疑惑アルヤニ解説スル向アルモ差支テシト忠君不
戰争終結ニ至ル決心ハ世界、大體不戦口方
判断ニヨル朕躬、本氣持立處、結果ニヨリ重慶トロト
ト臣民ト存スル限、將來口宣せ候事、極盡ハ元々
十九世御代、戦力ヲ甚加案スル十年如ヒ、上望ミナフ
戰争ヲ継續入ルハ莫、全部ヲ失フニ至ル虞事し
朕身是處ト承る軍人ヨリ武器ヲ取リ又信種入ル事
戰争犯罪人トシテ出スコトハ幅ニ於テ恩ヒサル
(最多モ19歳)顯現拜ヌ) 三日午湯時、